２０２５年 ４月

お客さま各位

株式会社山口ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ
株式会社山口銀行
株式会社もみじ銀行
株式会社北九州銀行

外国為替取引お申込時のご申告に関するお願い

平素は格別のお引き立てを頂き、厚くお礼申しあげます。

弊社グループは、「外国為替及び外国貿易法（以下外為法）」「米国OFAC規制」「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および関連法規に基づき、経済制裁措置を確実に実施するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策に取り組んでおります。

つきましては、お取引の都度、外為法第17条の規定によりお客様のお取引が経済制裁措置に該当しないこと、および米国OFAC規制に該当しないことを確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、お取引内容によっては、ご説明や資料のご提示をいただいた場合でも、当行の判断により、お取引をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

［ご申告・資料ご提示のお願い］

【規制対象取引に該当しない旨のご申告・資料のご提示】
外国為替取引お申込時には当該取引が「外国為替及び外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制取引、ウクライナ情勢関連（ロシア、ベラルーシ）規制取引、その他資産凍結等経済制裁対象者関連取引および米国OFAC規制対象取引に該当しない旨のご申告をいただいた上で、お取引に係る資料のご提示等をお願いします。 なお、「北朝鮮関連の取引に該当しない」とは、取引の相手方および関係者が、①北朝鮮の居住者（住所または居所を有する者）ではないこと、②北朝鮮の居住者に実質的に支配されている法人その他の団体ではないこと、を含みます。また、北朝鮮のみでなく取引相手方および関係者に経済制裁対象者が存在しないこと（実質的支配者を含みます）、規制対象取引に該当しないことをご確認のうえご申告をお願いします。
【原産地等のご申告】
送金目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、「原産地（国名）」「船積地（都市名）」「仕向地（都市名）」をあわせてご申告ください。

※現在実施中の経済制裁措置および米国OFAC規制は別添資料をご参照願います。

以　上

別　添

我が国の経済制裁措置および米国 OFAC 規制について

Ⅰ．現在実施中の経済制裁措置

現在、我が国で実施している主な経済制裁措置は次のとおりです。（2025 年 4 月 28 日現在）

１．資産凍結等の措置

北朝鮮、ロシア、ベラルーシ関連等の団体、個人に資産凍結等の措置が実施されています。（詳細は財務省ホームページでご確認願います）なお、個別の指定はありませんが次の団体は資産凍結等の措置の対象となります。

個別に指定されていないが資産凍結等の措置の対象となる団体
ロシア・ベラルーシの制裁対象者である団体により株式の総数等の５０％以上を直接保有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）

２．特定国（地域）、特定の目的または特定の取引に係る制裁措置

資産凍結以外の制裁措置は次のとおりです。

(1) 特定国(地域)に係る支払規制
【北朝鮮に対する「支払の原則禁止」】 ・北朝鮮の居住者又は当該居住者により実質的に支配されている法人・団体に対するもの
(2) 特定の目的に係る支払等規制
【北朝鮮の「資金使途規制」】 ・北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの
【イランの「資金使途規制」】 ・イランの核活動に寄与する目的で行う取引等に係るもの
(3) 特定の取引等に係る支払等規制
ａ．北朝鮮関連
【北朝鮮の「貿易に関する支払規制」】 ・北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入 ・北朝鮮を原産地、船積地域又は仕向地とする貨物の仲介貿易
【北朝鮮の「資金使途規制」】 ・北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行う資本取引又は金融サービス等
ｂ．イラン関連
【イランの「資金使途規制」】 ・イラン関係者による核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式又は持分の取得等
ｃ．ロシア、ベラルーシ関連
【証券の発行等に関する規制対象取引等】（仕向・被仕向送金） ・ロシア政府等が発行した証券の取得又は譲渡 ・ロシア政府等又はロシアの特定銀行等による本邦における証券の発行若しくは募集又は当該発行若しくは募集のための役務取引
【技術提供・サービスに関する規制対象取引等】　（主に被仕向送金に関連） ・ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供 ・ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供 ・ロシア・ベラルーシ以外の特定団体に対する技術の提供 ・ロシアの居住者等に対する信託業に係る役務取引又は当該者から受託する信託契約 ・ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業・建築サービス・エンジニアリングサービスに係る役務取引

【対外直接投資に関する規制対象取引等】（主に仕向送金に関連） ・ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資 ・ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資
【ロシア産原油又は石油製品の価格上限に係る資本取引に関する規制】（仕向・被仕向送金） ・上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油又は石油製品の購入又は輸送に関連する金銭貸付契約又は債務保証契約

Ⅱ．米国 OFAC 規制

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、同国が指定する国・地域や特定の個人・団体などを対象に、取引制限や資産凍結などの措置（以下「OFAC規制」）を講じています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となります。また、現状、外為取引の多くは米国銀行やその他の銀行の在米拠点などを経由して行われるため、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

【米国OFAC 規制による禁止取引】	
米ドル建	次のいずれかに該当する取引 1．取引の関係者（※1）の所在地や関係国・関係地（※2）に、北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている場合 2．米国政府により特定されているテロリスト・麻薬取引者・大量破壊兵器取引者・多国籍犯罪組織などの関与するお取引
米ドル建以外	上記のいずれかに該当し、かつ、以下に該当する取引 米国人（米国外の支店・子会社等の法人を含む）、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む）がお取引に関与している場合

（※1）取引の関係者：輸入者・輸出者、取引に関わる銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者など

（※2）原産地、船積地、仕向地、船籍など詳細についてはOFAC のホームページ（英文）にてご確認願います。
http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx

以　上